

平成27年11月11日に京都市公契約基本条例を施行しました。

この条例は、公契約（本市が発注する請負契約、業務委託契約などをいいます。）に関し、その基本方針、本市及び受注者の責務その他の基本となる事項を定めることにより、市内中小企業の受注等の機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及び履行の水準の確保並びに社会的課題の解決に資する取組の推進を図り、もって地域社会の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

条例のポイント

1 市内中小企業の受注等の機会の増大(第6条～第9条)

将来にわたって活気に満ちた、人と人が支え合う安心・安全なまちであり続けるため、市内中小企業の持続的な発展を支援すべく、市内中小企業の受注等の機会の増大を図ります。

- 市内中小企業への優先発注、共同企業体方式及び分離分割発注を活用した市内中小企業の受注機会の増大、下請における市内中小企業の活用、市内産材等の利用促進

2 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保(第10条～第22条)

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上を図ります。

- 労働関係法令遵守の徹底、労働関係法令遵守状況報告書の提出 等

3 公契約の適正な履行及び履行の水準の確保(第23条～第27条)

本市と受注者との協働により、公契約の適正な履行及び履行の水準の確保を図ります。

- 適正な予定価格・最低制限価格の算出、履行状況の評価及びその結果の反映、人材の育成、下請等契約の適正化、不正行為等の排除

4 社会的課題の解決に資する取組の推進(第28条)

環境保全、男女共同参画社会の形成、真のワーク・ライフ・バランス、地域コミュニティの維持・発展などの多くの市民に共通する社会的課題の解決に資する取組の推進を図るため、公契約において、こうした取組を行っている事業者を評価する措置を講じます。



平成27年11月

労働関係法令遵守状況報告書の提出について

公契約の発注者である本市は、受注者等の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、一定金額を超える公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されていることを確認するため、受注者及びすべての下請事業者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求めるところとします（規則で定める日から施行します。）。

○ 労働関係法令遵守状況報告書の提出

対象となる契約に係る受注者等は、当該契約に従事する労働者の最低賃金その他の労働関係法令の遵守状況について記載した「労働関係法令遵守状況報告書」を本市に提出するものとします。

☆ 対象となる契約（以下「対象公契約」といいます。）

- ・ 5,000万円を超える工事請負契約及び1,000万円を超える清掃等の役務に係る委託契約（別途規則にて定めます。）
- ・ 上記契約に従事する下請負契約（再委託契約を含みます。）
- ・ 公の施設の指定管理に関する協定

※ 具体的な様式は、別途お示しします。

○ 措置結果報告書の提出

労働関係法令遵守状況報告書について、遵守できていない事項がある場合、受注者等は、必要な措置を行い、「措置結果報告書」を提出するものとします。

○ 氏名等の公表

以下の場合には、弁明等の機会を付与した上で、受注者等の氏名等を公表します。

- ・ 労働関係法令遵守状況報告書を提出しない、又は虚偽の報告書を提出した場合
- ・ 報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項の変更の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合
- ・ 報告書及び措置結果報告書の記載事項に関する説明又は資料の提出をしない、又は虚偽の報告書を提出した場合
- ・ 措置結果報告書を提出しない、又は虚偽の報告書を提出した場合

※ 公表した受注者等については、本市の公契約における入札への参加を停止するとともに、公契約における下請契約からも排除します（別途要綱にて定めます。）。

○ 労働者への明示

受注者等は、対象公契約に従事する労働者に対し、当該業務が対象公契約に係るものであること等を明らかにしなければならないものとします。

○ 通報・相談窓口の設置

本市は、対象公契約に従事する労働者その他の者からの対象公契約における労働関係法令の違反に関する通報を受け、又は相談に応じる窓口を設置するものとします。

